

# 船舶事故調査報告書

令和3年2月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	釣り客負傷
発生日時	令和元年10月27日 06時45分ごろ
発生場所	山口県長門市大島北方沖の岩場 穴ノ口灯台から真方位080° 150m付近 (概位 北緯34°25.1′ 東経131°16.1′)
事故の概要	瀬渡船第5ちどり丸は、釣り客を岩場へ瀬渡しする際、釣り客が船首先端部と岩場との間に左脚を挟まれて負傷した。
事故調査の経過	令和元年12月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 第5ちどり丸、4.4トン YG3-46915（漁船登録番号）、個人所有 11.79m(Lr)×2.40m×0.81m、FRP ディーゼル機関、213.30kW、昭和58年1月8日 第291-43313号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月24日 免許証交付日 平成30年7月2日 (令和6年6月14日まで有効) 釣り客A 男性 41歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波向 北、波高約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客Aほか12人の釣り客を乗せ、令和元年10月27日06時30分ごろ大島北側の平瀬と称する岩場（以下「平瀬」という。）など、数カ所に瀬渡しする目的で長門市通の岸壁を出発した。 本船は、最初の瀬渡し場所である平瀬に向けて大島北方沖を東進し、06時42分ごろに平瀬北東方約100mに到り、船長が、平瀬

に向かう針路として航行し、平瀬まで約10mの地点で中立運転として情力で接近して、平瀬に着けるタイミングを計る目的で、約2～3m手前の地点で停船した。

船長は、本船の船首先端部に平瀬で降りる予定の、右手に竿とたも網（魚をすくう網）を、左肩に釣り具などが入った鞆とクーラーボックスをかけ、左手で左舷側のハンドレールを持った釣り客Aとその後ろに釣り客Bが待機しているのを認めていた。

船長は、平瀬に向け約2ノットの対地速力で南西進させ、防舷材のタイヤが取り付けられた船首先端部が平瀬に対してほぼ直角になるように操船し、船首先端部を岩に押しつけようとしたところ、右舷後方からの波を受け、船首先端部が瀬渡しする予定場所である岩場から少し西側にずれた岩場（以下「本件岩場」という。）に着き、機関を前進として船首先端部を岩に押しつけた状態となった。

船長は、本来の予定場所である岩場に付け替えようと考えていて、継続して船首先端部を本件岩場に強く圧着していなかった。

釣り客Aは、本船の船首先端部が本件岩場に着いたので、釣り道具などが入った鞆、クーラーボックス及び竿を本船の船首先端部右側に置き、右手に持っていたたも網を本件岩場に放り投げ、手に何も持たない状態で船首先端部から本件岩場に渡ろうとした。

釣り客Aは、船首先端部から約50cm高い本件岩場に右脚を掛け、左脚を本件岩場に引き上げようと左脚が本船から離れた瞬間、波の影響で船首先端部が一瞬岩から離れ、06時45分ごろ、左脚を本件岩場に引き上げ終わる前に揺れ戻ってきた船首先端部と岩との間に左脚を挟まれた。

船長は、釣り客Bが船を離せと言いながら手で合図を送っているので、すぐに機関を後進にかけ、本船を本件岩場から離れたところ、本件岩場に倒れこんでいる釣り客Aを確認した。

釣り客Aは、本船が本件岩場から離れた後、両腕と右脚を使い自力で本件岩場に這い上がり、本船に向かって両手をバツ印にして負傷したことを伝えた。

船長は、釣り客Aを救助する目的で、再度本件岩場に本船の船首先端部を押しつけた。

釣り客Aは、釣り客Bと他の釣り客が差し伸べた手を掴んで本船に戻った。

船長は、何かあれば釣り客Aが言ってくると思い、先に約1時間かけて釣り客A以外の釣り客の瀬渡しをした後、釣り客Aの様子を確認し、無線で会社に救急車の手配を依頼して帰港した。

釣り客Aは、岸壁に待機していた救急車によって病院に搬送され、左脛骨骨幹部骨折と診断された。

（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）

<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだん瀬渡しする際、船首先端部を岩に強く圧着させた後、マイクで釣り客に合図を出すのが、本事故時、船首先端部が瀬渡しする予定場所である岩場から少し西側にずれ、本来の予定場所である岩場に付け替えようと考えていたので、まだ合図を出していなかった。</p> <p>釣り客Aは、本船の利用が、本事故当時を含めて6回目であったが、瀬渡しの際に船長がこれまで合図を出すのを聞いたことがなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、船首先端部が岩場に着いた際、うねりに伴う波の影響で船首先端部が岩から離れる場合もあるので波の状況を十分に確認することと、合図を出すまで渡らないこと等の注意喚起をすれば良かったと本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、本件岩場において、船長が船首先端部を岩に押しつけた際、釣り客Aが本件岩場に渡る途中で右舷後方からの波により船首先端部が離れたことから、揺れ戻ってきた船首先端部と岩との間に左脚を挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、船首先端部を岩に押しつけた際、本船を本来の予定場所である岩場に付け替えようと思い、継続して船首先端部を強く圧着した状態でなかったことから、右舷後方からの波により船首先端部が離れたものと考えられる。</p> <p>釣り客Aは、本事故前までに本船を利用した5回の際に、船長が瀬渡しの際に合図を出すのを聞いたことがなかったことから、船首先端部が本件岩場に着いたら自らのタイミングで渡ると思っていたものと考えられる。</p> <p>船長は、船首先端部が岩場に着いた際、合図を出すまで渡らないこと等の注意喚起を事前に言わなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が本件岩場において、船長が船首先端部を岩に押しつけた際、釣り客Aが本件岩場に渡る途中で右舷後方からの波により船首先端部が離れたため、揺れ戻ってきた船首先端部と岩との間に左脚を挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、瀬渡しする際、釣り客に対して合図が出てから移動するように必ず事前に注意喚起し、自船が波により船首先端部が離れないようにするとともに、釣り客が安全に岩場等に渡れるようタイミングを図って合図を行うこと。</li> </ul>

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 釣り客は、船長からの合図があってから渡ること。</li><li>・ 船長は、負傷者が発生した場合、すみやかに負傷の程度を確認し、瀬渡しを中止して救急車の手配を行い帰港すること。</li></ul> |
|--|--|

付図1 事故発生場所概略図

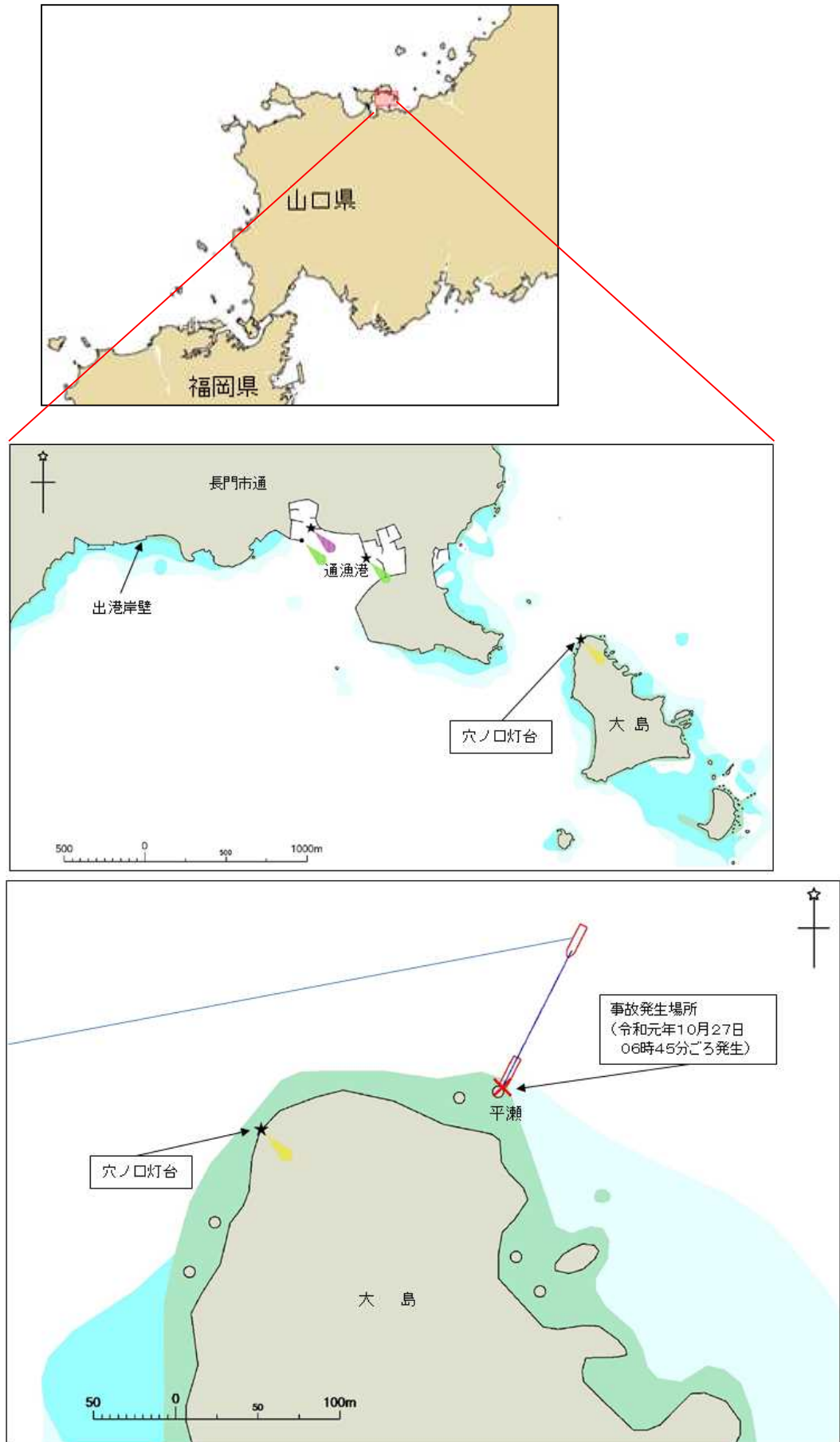


写真1 本船

